

## 大和市企業活動振興条例の制定について

### 1 背景等

本市ではこれまで、市内企業が融資を受けた際の補助や展示会の出展料の補助等を中心に、産業政策に取り組んできました。近年の市内企業の動向として、経済情勢の変化や企業のグローバル化により、市外転出などのケースも見受けられてきています。

このような状況を踏まえ、市として、企業活動の振興に関する施策を充実し、総合的な推進を図るために条例の制定が必要であると考えています。

### 2 条例の基本的な考え方

企業活動が、地域経済活性化の観点から重要な役割を果たしていることに鑑み、操業継続や企業誘致、創業支援などを推進していくうえで、基本的な市の考えを明らかにするとともに、企業活動を振興するための奨励措置について定めていきます。

### 3 条例の主な内容

#### (1) 基本理念

- ① 企業活動が地域社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、市内企業の操業継続並びに本市の特性を生かした企業の誘致及び創業が推進されること。
- ② 企業における働きやすい職場づくりや従業員の健康づくり並びに地域貢献の取組みが推進されること。
- ③ 企業及び市は協力し、連携して行われること。

#### (2) 市の責務

- ① 基本理念にのっとり、企業活動の振興に関する施策を総合的に推進しなければならない。
- ② 施策の推進に当たっては、本市の特性を踏まえるとともに、企業、国、他の地方公共団体、関係団体、市民等と協力しなければならない。

#### (3) 企業の役割

- ① 基本理念にのっとり、経営基盤の強化及び就業環境の改善に努めるものとする。
- ② 市が実施する企業活動の振興に係る施策に協力するよう努めるものとする。
- ③ 周辺地域との調和を図り、災害時の対応等、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

#### (4) 奨励措置

予算の範囲内において奨励措置を講ずるものとする。

### 4 奨励措置の内容等

#### (1) 奨励措置を受けるための要件

##### 1) 対象業種

統計法に基づく日本標準産業分類に規定する、製造業、情報通信業、自然科学研究所のいずれかの業種とします。

##### 2) 投下資本額（賃貸オフィスビル等入居奨励金、健康企業奨励金の要件からは除きます。）

ア 事業者が市外から市内に新規進出する場合	3億円以上（中小企業3千万円以上）
イ 市内事業者が事業拡大する場合	2億円以上（中小企業2千万円以上）
ウ 市内事業者が設備投資する場合	1億円以上（中小企業1千万円以上）

### 3) 納税

納期限の到来している国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

#### (2) 奨励内容

##### ①新規立地奨励金

市内へ新たに進出した企業に対して、投下資本額の10%（ロボット産業は20%）を交付します。

##### ②事業拡大奨励金

市内で3年以上操業している企業が、事業の拡大のために移設、増築または建替えを行う場合に、投下資本額の10%（ロボット産業は20%）を交付します。

##### ③設備投資奨励金

市内で3年以上操業している企業が、事業の拡大のために新たな設備投資を行う場合に、投下資本額の10%（ロボット産業は20%）を交付します。

##### ④投資促進奨励金

上記①から③の交付を受けた企業が、新たに取得した当該立地に係る固定資産に課する固定資産税及び土地、建物に課する都市計画税、それぞれの税相当額を合算した額の2分の1を奨励金として交付します。

##### ⑤賃貸オフィスビル等入居奨励金

市内の1,000㎡以上の床面積を有する賃貸オフィスビル等を新たに賃借し、1年以上操業した企業に対して、賃料の2分の1を奨励金として交付します。

##### ⑥健康企業奨励金

市内で3年以上操業している企業が、社員の健康増進に取り組む企業として市長が認定した場合に、100万円を奨励金として交付します。

(対象となる要件と上限額・期間等)

	対象 (要件)	上限額		期間等
①新規立地奨励金	投下資本額3億円以上 中小企業は3千万円以上	大企業	1億円 ロボット産業2億円	1回
		中小企業	5千万円 ロボット産業1億円	
②事業拡大奨励金	投下資本額2億円以上 中小企業は2千万円以上	大企業	1億円 ロボット産業2億円	都度
		中小企業	5千万円 ロボット産業1億円	
③設備投資奨励金	投下資本額1億円以上 中小企業は1千万円以上	大企業	5千万円 ロボット産業1億円	都度
		中小企業	3千万円 ロボット産業6千万円	
④投資促進奨励金	①～③の奨励金を受けた企業	新規取得した固定資産の固定資産税及び都市計画税相当額の1/2		3年間
⑤賃貸オフィスビル等入居奨励金	1,000㎡以上 1年以上操業	年額600万円		1年分
⑥健康企業奨励金	市長の認定を受けた企業	100万円		1回

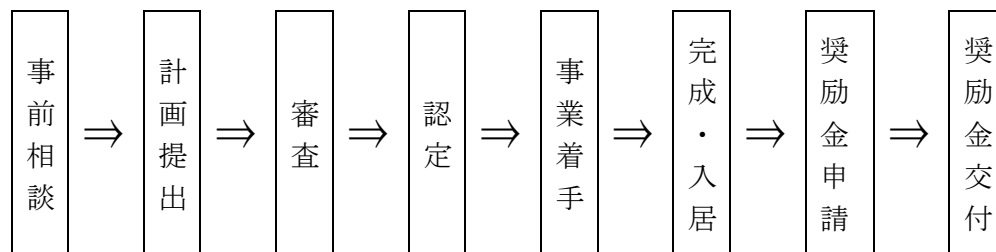
※①～③の奨励金の交付は、5年分割とします。

※ロボット産業とは、ロボットの生産に係る産業とし、規則に定めるところにより、医療福祉関連ロボット及び防災関連ロボットとします。

※健康企業とは、経済産業省が制定した「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた企業とし、規則に定めるところにより市長が認めたものとします。

### (3) 計画の認定

奨励措置（健康企業奨励金を除く。）を受けようとする企業は、事前に立地や事業拡大等に係る計画を市に提出し、認定を受けるものとします。計画内容については、市長が審査し可否を決定します。



### (4) 認定の取消し等

認定を受けた企業が重大な法令違反や、社会的な信用を著しく損なう行為をしたと市長が認めるとき、又は立地を完了してから5年以内に事業の廃止、市外への移転が行われた場合等には、認定を取り消すとともに、既に交付した奨励金の全部又は一部を返金させることとします。

### (5) その他

この条例の施行に必要な事項は、規則に定めていきます。